平成19年　№55

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部を改正する細則

改正理由

学生キャリア支援センターの設置に伴う所要の改正を行うことにあわせ，選考基準の整備を行うものである。

承認経過

平成19年11月７日　教育研究評議会　審議承認

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

平成19年11月８日

東京学芸大学長

鷲　山　恭　彦

平成19年細則第６号

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部を改正する細則

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則（昭和50年４月２日制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部改正について

改正理由：学生キャリア支援センターの設置に伴う所要の改正を行うことにあわせ，選考基準の整備を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 第４条　規程第５条第２号の「本学の運営上顕著な功労があったと認められるもの」とは，各学系の教授会構成員から選出された教育研究評議会評議員，講座主任，分野主任，国立大学法人東京学芸大学職員給与規則（平成16年規則第８号）第17条第１項に規定する管理職手当を支給される施設・センターの長，附属学校の長，附属学校運営参事及び各種委員会の委員長等を相当期間務め，所属分野等から推薦を受けた者をいう。 〔省略〕 附　則 １　この細則は，平成19年11月８日から施行する。 ２　この細則施行前に，国立大学法人職員給与規則第17条第１項に規定する管理職手当を支給される施設・センターの長であった者は，規程第５条第２号にいう「本学の運営上顕著な功績があったと認められるもの」に含むものとする。	〔省略〕 第４条　規程第５条第２号の「本学の運営上顕著な功労があったと認められるもの」とは，各学系の教授会構成員から選出された教育研究評議会評議員，講座主任，分野主任，国立大学法人東京学芸大学学則第９条第１項第１号から第７号までに規定する施設・センターの長，附属学校の長，附属学校運営参事及び各種委員会の委員長等を相当期間務め，所属分野等から推薦を受けた者をいう。 〔省略〕